

社会福祉法人 山形県共同募金会配分要綱

(目 的)

第1 この要綱は共同募金の配分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(配分の適正)

第2 共同募金は寄付者の意志を尊重して、正しく配分されなければならない。

(配分の対象)

第3 配分は県内における社会福祉を目的とする事業を経営するもので、配分を希望し、かつ、配分金による維持を必要とするものを対象とする。

(配分対象の欠格条件)

第4 次に該当するものは、配分の対象としない。

- (1) 社会福祉を目的としても、生活困難者のために無差別平等の取扱いをせず、構成員の互助共済のみをおこなうもの。
- (2) 政治、経済、組合等の運動のために、その手段としておこなわれ、取扱いの対象がその関係者に限られているもの。
- (3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域住民の信頼を欠いているもの。
- (4) その名称の如何にかかわらず営利のために行っているとみなされるもの。
- (5) 法令にもとづいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていないもの。
- (6) 国または公共団体が設置または経営し若しくはその責任に属するとみなされるもの。
- (7) 共同募金との重複感を与えるような寄付金の募金を行うもの。
- (8) その他、共同募金の配分にふさわしくないとみなされるもの。

(受配者の遵守要件)

第5 配分を受ける者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 配分金は指定された事業のため適正かつ効率的に使用し寄付者の要望に応えるよう留意すること。
- (2) 配分金は指定された用途以外には使用しないこと。但し、共同募金会（以下「本会」という。）の承認があるときはこの限りでない。
- (3) 常に会計簿を整理して経理内容を明らかにしておくとともに諸報告の提出、又は事業内容・会計経理の調査を求められたときは、これに応ずること。
- (4) 受配者は、受配事業の実施にあたって、受配事業であることを標識や印刷物等によって用途明示するほか、機関誌等により広報をおこない寄付者の理解を得るよう努力すること。
- (5) 受配者は、その配分を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金の募集を行わないこと。

(配分申請の手続き)

第6 配分の申請は次により行う。

- (1) 配分を希望するものは所定の期日までに、原則として共同募金委員会を経由して、別に定める共同募金配分申請書に用途明示・広報計画書を添付し、本会に提出しなければならない。
- (2) 配分を申請しようとする事業は、原則として翌年度実施するものとする。
- (3) 配分申請書を期限までに提出しなかった配分申請については当該年度の配分計画に加えないものとする。ただし申請期限後に発生した事由による配分申請については募金完

了後、その実績を勘案して配分計画に追加することができる。

- (4) 配分申請書提出後、事業計画、資金計画等を変更しようとするときは、その内容を文書をもって届出し承認を受けなければならない。

(配分の計画及び決定)

第7 配分の計画及び決定は次により行う。

- (1) 提出された配分申請書に基づき必要な調査、検討を行い、社会福祉法第119条による県社会福祉協議会の意見を聴き、配分委員会の審議を経て配分計画をたて、理事会・評議員会の議決を経て、当該年度の募金目標額（配分予定額）を設定する。
- (2) 募金完了後、配分委員会において募金実績額を勘案の上、必要に応じて実地調査を行い、配分予定額を査定し、理事会及び評議員会の議決を得て、配分を決定する。

(配分の基準)

第8 配分にあたっては、民間運動の特色である開拓性を発揮し、社会福祉の進展と変化に流動的に対応することに努めるとともに、世論の動向を把握し、寄付者が納得する使途に配慮して、重要配分を確保する。

- 2 配分は、事業計画及び配分金以外の収入を勘案し、かつ使途を指定して行う。なお、次の点を考慮する。

- (1) 事業の実施主体は、社会福祉法人、民法法人又は明確な民間団体であること。
- (2) 公費による補助又は、委託により実施する事業ではないこと。

(配分金の交付)

第9 配分金の交付は、別に定める場合を除き、事業の完了を調査して交付する。

(事業完了報告及び監査)

第10 受配者は、事業完了後すみやかに共同募金委員会を経由して、別に定める事業完了報告書に使途明示・広報に関する報告書を添付し、本会に提出しなければならない。但し会長が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 本会は、配分事業完了後3年間の期間内において必要があると認めるときは、配分事業の実施状況及びその成果に関し、監査するものとする。

- 3 監査の実施要領は別に定める。

(配分の取消)

第11 配分の決定後に、受配者の事業内容が著しく低下し、又は事業の変更・廃止・中止等がなされた場合、及び受配者としての要件に反した場合は配分を中止し、又は配分金を返還させることができる。

(緊急配分)

第12 非常災害・その他緊急に配分を必要とする場合は、別に定める「緊急援護費配分要領」により、臨時に配分することができる。このため、緊急援護配分準備金を保留する。

(たすけあい寄付金の受入れと配分)

第13 歳末たすけあい運動寄付金及び災害たすけあい運動義援金の受入れと配分は一般募金と区別して行う。

(指定寄付金等の受入れと配分)

第14 共同募金として寄付される寄付金以外の寄付金の取扱いは「特定寄付金及び指定寄付取扱基準」により行う。

- 2 この寄付金の取扱いに要する経費は、この寄付金のうちから支弁するものとし、寄付金の3%以内の額を控除しこれに充てることができる。

附 則

- 1 この要綱は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 山形県共同募金配分要綱（昭和 27 年 7 月 12 日施行）は廃止する。

(要領の廃止)

- 3 社会福祉協議会に対する配分要領（昭和 27 年 7 月 12 日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 3 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 7 日から施行する。